

製材工場の施設改良等機能強化事業実施要領

令和2年4月14日付け林第88号
最終改正：令和6年3月26日付け林第1077号

第1 事業の趣旨

県産原木の利用拡大に積極的に取り組む製材工場に対し、原木消費量の増加及び高品質・高付加価値製品の生産拡大につながる整備や、JAS 認定の取得にかかる経費を支援する。また、施設・機械整備により個々の生産能力を伸ばすだけでなく、地域内や周辺地域の製材工場とのグループ化を図ることで、大規模・多様な需要にも対応可能な体制を構築する。

なお、本事業は、製材工場の施設改良等機能強化事業費補助金交付要綱（令和2年4月14日付け林第87号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第2 補助対象等

1 木材製品の増産に必要な機械・高品質・高付加価値化施設の導入等支援

(1) 補助対象

県内で県産材を製材・加工する製材業者とする。

(2) 補助対象経費

交付要綱第3条に規定する補助対象経費は、木材製品の増産に必要な機械や、高品質・高付加価値化施設の導入等にかかる費用とする。

(3) 補助金交付の要件

- ア 製材工場間で分業・連携を行うグループ化を行うこと。
- イ 県産材消費量の3年後の目標数値が、現状数値の1.1倍以上であること。
- ウ 木材需給情報伝達システムへの参画及び積極的な活用に努めること。

2 施設改良・改修等支援

(1) 補助対象

県内で県産材を製材・加工する製材業者とする。

(2) 補助対象経費

交付要綱第3条に規定する補助対象経費は、製材工場の施設改良・改修等にかかる費用とする。

(3) 補助金交付の要件

- ア 製材工場間で分業・連携を行うグループ化を行うこと。
- イ 県産材消費量の3年後の目標数値が、現状数値の1.1倍以上または500 m³以上であること。
- ウ 木材需給情報伝達システムへの参画及び積極的な活用に努めること。

3 JAS 認定取得支援

(1) 補助対象

県内で県産材を製材・加工する製材業者とする。

(2) 補助対象経費

交付要綱第3条に規定する補助対象経費は、JAS取得に必要な検査料、認定手数料、認定に必要な講習受講に要する受講料及び旅費とする。

(3) 補助金交付の要件

ア 木材需給情報伝達システムへの参画及び積極的な活用に努めること。

第3 事業計画の作成

事業実施主体は、製材工場の施設改良等機能強化事業実施計画書(別記様式1または別記様式2)(以下「実施計画書」という。)を作成し、交付要綱第4条に定める補助金交付申請書(様式第1号)と併せて知事に提出するものとする。

第4 実績書の作成

事業実施主体は、製材工場の施設改良等機能強化事業実績書(別記様式1または別記様式2)(以下「実績書」という。)を作成し、交付要綱第6条に定める実績報告書(様式第3号)と併せて知事に提出するものとする。

第5 交付決定前の着手

補助事業の着手は、原則として県からの交付決定を受けてから行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は別記様式3を知事に提出するものとする。

第6 書類の提出

この要領に基づき、事業実施主体が知事に提出する書類は、施工地を所管する隠岐支庁、農林水産振興センター、同センター地域事務所を経由して提出するものとする。

第7 施設の管理

事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理台帳(別記様式4)を整備保管し、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な活用を図るものとする。

附則 この要領は、令和2年4月14日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式2

(事業区分「JAS認定取得」)

製材工場の施設改良等機能強化事業

実施計画書

変更計画書

実績書

1. 販売戦略

--

※どのようなJAS製品を生産し、どこへ販売していく計画であるかを具体的に記載すること

2. 経費内訳及び積算根拠

実施項目	数量	事業費 (円)	補助金 (円)	積算根拠
	式			
計				

※実施項目には、実施内容及び実施期間を明記すること

※事業費は消費税相当額を含む額を記載し、補助金は消費税を除く額を記載すること

記載上の注意

1. 本書標題の「実施計画書」「変更計画書」「実績書」のうち、該当しないものを削除すること
2. 事業費、補助金については、実施項目別に記載すること
3. 積算根拠は、補助対象経費毎に積算し記載すること

島根県知事

様

(申請者)
住 所
事業主体名
代表者職氏名

製材工場の施設改良等機能強化事業交付決定前着手届

製材工場の施設改良等機能強化事業実施要領第6の規定に基づき、別記条件を了承のうえ届け出ます。

記

1 事業内容(事業項目、数量、事業費)

事業項目	数量	事業費(円)
合計		

2 着手予定日

年 月 日

3 交付決定前の着手を必要とする理由

【別記条件】

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施設に損失等を生じた場合、この損失は事業主体が負担すること。
- 2 交付決定額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合において、意義を申し立てないこと。
- 3 申請した事業内容について、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更を行わないこと。

財 産 管 理 台 帳

事業実施年度	令和 年度	補助事業名	製材工場の施設改良等機能強化事業												
事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分 事業種目	事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所 または 設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年月日	承認年月日	処分の内容	
								補助金	市町村費	その他					
													
													
													
													
													
													
													
													
合計	—	—	—	—	—	—					—	—	—	—	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入。
 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。